## 〇〇〇〇〇規約(会則)

(名称、事務所)

第1条 本会は、〇〇〇〇〇と称し、事務所を会長(代表者)宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、〇〇〇〇の学習を主体として活動し、あわせて会員相互の向上と親睦を 図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。
  - (1)週〇〇回(月〇〇回)、〇〇〇の定例会を行なう。
  - (2) 前条に定める目的達成のため、必要と認めた事業を行なう。

(会員)

第4条 本会の会員は日の出町内に在住、在勤または在学する者を中心として、本会の目的に賛同するものをもって組織する。

(役員)

第5条 本会の役員は、次のとおりとする。

会長(代表者) 1名、副会長〇名、会計〇名、庶務〇名、会計監査〇名

(役員の選出)

第6条 役員は、総会において選出する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は。〇年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

- 第8条 会議は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 定例会

(経費)

- 第9条 本会の会費は、会費をもって充てる。
- 2 会費は、月額(年額)〇〇〇円とする。
- 3 入会金は、〇〇〇〇円とする。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、〇月〇日から始まり翌年の〇月〇日に終わる。

附 則

この規約(会則)は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。